

## 市民代表者としてのあり方 市独自の政治倫理を規定

9月定例議会で制定した「市議会議員の政治倫理に関する条例」は、地方自治法で定める「兼業禁止」規定を超えて、より厳しく市独自の政治倫理基準を設定するものです。

よって法的拘束力は伴わないものの、議員間、また市民との紳士協定として位置づけ、議員がこれに反すると認められた場合には辞職勧告を求めるとも規定しています。

(発議2号関連)

### ～これまでの経過～

H20.6.25	特別委員会を設置し検討を行う 同委員会を全9回開催
H21.5	市民に条例案を公開し意見募集
H21.9.18	条例案を提出、全会一致で可決
H21.10.1	条例施行

## 次の定例議会は 12月3日(木)開会です

### 12月定例議会 会期日程のお知らせ

3日(木) 本会議(開会・議案説明)

7日(月) 本会議(一般質問)

8日(火) 本会議(一般質問)

9日(水) 委員会(～16日)

17日(木) 本会議(報告・採決・閉会)

\*日程は変更になる場合があります。

## 「政治倫理条例」主な内容

### 3条「政治倫理基準」

議員は市民全体の奉仕者として常に自覚し行動する。自己の立場を利用し特定の者の利益誘導をしない

### 4条「契約等に関する遵守事項」

議員とその配偶者の2親等以内の親族等が関与する企業は、市または市が関与する公共団体との契約等を辞退する

### 5条「政治倫理審査会」

調査請求があった場合、議員等に対し事情聴取や資料の提出を求めるなど必要な調査をする

### 6条「調査請求権」

市民は、議員が政治倫理基準や契約の遵守事項に違反する疑いがあるとき、証拠資料を添えて調査の請求ができる(有権者100分の1の署名押印を要す)

### 9条「違反の措置」

審査会が議員の規定違反を認めたととき、議長は辞職勧告を議会に諮ることができる

## 議会を傍聴してみませんか！

議会の本会議は、本庁舎の3階にある本会議場で行います。議会の傍聴は、議会が開催される当日に3階の議会事務局で受付をするだけです。

また、より多くの皆さんに議会をご覧いただけるよう本庁舎と各支所1階ロビーにTVモニターを設置し同時放映を行っています。



(TVモニター)

## 編集後記

木々の葉が鮮やかに色づき、目を楽ませる季節となりました。

小美玉市議会も開かれた議会を目指し、今年度より本会議の模様をテレビ中継にてご覧いただけるようになりました。モニター設置により、わざわざ傍聴に行かなくて良くなったと市民の皆さんからも評価をいただいております。

この議会広報においても「読み易い」「分かり易い」「親しみ易い」紙面づくりに広報委員一同、真剣に取り組んでおります。

今後も市民と議会の架け橋としてご愛読いただけますようお願い申し上げます。

(藤井)

発行編集責任者

議長 野村 武勝

議会広報委員会

委員長 藤井 敏生  
副委員長 小川 賢治  
委員 山口 良元  
福島 雅也  
山本 信子  
岩本 好夫  
中村 強